

平成24年度 事業報告書

(平成24年4月1日から平成25年度3月31日)

事業概要

- 当事業団は、安全性と信頼性が確保できる産業廃棄物最終処分場等の施設を設置運営し、廃棄物処理の先導的な役割を果たすとともに、産業廃棄物の適正処理に関する調査研究に関する事業等を行い、もって県民の生活環境の安全と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 山梨県環境整備センター（明野廃棄物最終処分場）管理運営事業

- 本県ではじめての公共関与による管理型の一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場として、北杜市明野町に建設された。平成21年5月20日に開所、翌21日から廃棄物の受入れを開始した。

施設の管理運営に当たっては、平成18年6月に北杜市、山梨県、事業団の3者で締結した「明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」に基づき、安全な管理運営に努めている。具体的には、地域住民、専門家、市、県の代表者からなる「安全管理委員会」の設置、放流水質等の各種測定結果や埋立廃棄物の種類・量など各種データの公開、埋立廃棄物の品目ごとに形状や性状を定めた受入基準の設定、埋立廃棄物の飛散防止等のための即日覆土の実施など徹底した安全対策に取り組んでいる。

なお、平成22年10月4日、漏水検知システムの異常検知を確認したことから、翌日から廃棄物搬入を中止し、原因究明調査を行ってきた。平成23年11月17日の安全管理委員会において、施設の安全性について概ねの理解が得られたため、同年12月16日から廃棄物の受け入れを再開した。しかし、再開に反対する一部住民等による妨害活動により、搬入することができなかったことから、平成24年1月16日に甲府地裁に対し、廃棄物搬入妨害禁止等仮処分命令を申し立て、同年2月29日に同地裁から廃棄物搬入の妨害行為を禁止する命令が出された。これを受けて同年3月2日に搬入を再開したが、再び妨害活動が行われたことから、甲府地裁執行官による保全執行を申し立て、執行官が搬入に立ち会った3月19日以降は円滑に廃棄物の搬入が行われていた。

しかし、平成24年12月19日、再び漏水検知システムの異常検知が発生したため、廃棄物搬入を中止し、原因究明に必要な専門家による「漏水検知システム異常検知調査委員会」を立ち上げ、平成25年2月18日に第1回調査委員会を開催し調査計画を策定した。

この調査計画書に基づき、2月27日に「原因究明調査掘削等業務委託」を契約し、準備工を経て3月7日より最終覆土の掘削を開始し、3月18日からは廃棄物の掘削を行い、4月23日に掘削を完了した。4月30日及び5月1日には、調査委員会委員が、安全管理委員会委員立会のもと、遮水シートの状況確認を行った。現在、室内試験等により原因分析を行っており、今後は、調査内容の協議、取りまとめを行ない、7月には安全管理委員会へ調査結果を説明する予定である。

○ 平成24年度山梨県環境整備センターの営業実績

| 項目 | 平成24年度実績 | 前年度比 |
|----------|-------------|---------|
| 営業日数 | 177日 | 1966.7% |
| 産業廃棄物受入量 | 12,829.51トン | 2598.6% |
| 料金収入 | 168,493千円 | 2759.9% |

【山梨県環境整備センターの施設概要】

| | | | |
|--------|--------------------|---------|--|
| 施設 | 一般・産業廃棄物管理型最終処分場 | 浸出水処理方式 | 生物処理+物理化学処理+高度処理 |
| 設置場所 | 北杜市明野町浅尾 | 浸出水処理能力 | 80m ³ /日 |
| 全体面積 | 11.2ha | 遮水構造 | 底部：ベントナイト混合土+2重シート 法面部：自己修復性シート+2重シート |
| 埋立面積 | 2.5ha | | |
| 全体埋立容量 | 約28万m ³ | | |
| 廃棄物埋立量 | 約21万m ³ | | |
| 埋立形式 | サンドイッチ方式 | 埋立期間 | 5.5年 |
| 埋立構造 | 準好気性埋立 | | |

2 次期廃棄物最終処分場（境川）整備業務

- 境川の次期廃棄物最終処分場について、県は、環境整備センター(明野処分場)の搬入実績や産業廃棄物最終処分量の減少等を踏まえ、当初計画の埋立量60万m³の整備計画を前提に、産業廃棄物と一般廃棄物を区分して収支の推計を行ったところ、産業廃棄物に関しては、境川処分場の維持管理期間が終了する平成66年時点の最終収支は約63億円程度の赤字となることが見込まれることとなった。厳しい財政状況の中、新たに多額の税金を投入することは県民の理解を得ることは困難であることから、産業廃棄物の最終処分場については、当面凍結すべきものと判断された。

一方、一般廃棄物は、法律上、市町村に処理責任があるが、県内には焼却灰等の埋め立てが可能な処分場がなく、県内に広域的な処分場を確保していくことにより、県内市町村が長期間にわたり、安定的に一般廃棄物の処理責任を果たしていくことが可能となる。

こうしたことから、次期処分場は県内全市町村の一般廃棄物を対象として整備する方向で、市町村等との協議が進められ、ごみ処理施設設置者を中心とした一般廃棄物最終処分場事業検討協議会における検討結果に基づき、平成23年12月27日の市町村長等会議において、平成24年度から総合事務組合が事業主体となり、当事業団が建設及び運営管理を受託することが確認された。

これを受け、平成24年4月から総合事務組合による一般廃棄物最終処分場事業が始まり、事業団が、総合事務組合から委託を受けて処分場の整備を進めている。また、同年5月には、総合事務組合、事業団、県の三者で、一般廃棄物最終処分場事業に関する協定を締結するとともに、総合事務組合内に設置されている一般廃棄物最終処分場運営協議会への参画を通じて、県と協力しながら事業実施に取り組んでおり、同年10月には、地元と一般廃棄物最終処分場に関する基本協定を締結した。現在、昨年度に引き続き処分場の実施設計及び用地測量調査を実施している。

【処分場事業に関し締結した協定等】

- ・ H24. 5. 28 総合事務組合、事業団、山梨県が「一般廃棄物最終処分場事業に関する協定」を締結
- ・ H24.10.17 山梨県、総合事務組合、事業団、前付・蟹沢開発推進対策委員会が「一般廃棄物最終処分場に関する基本協定」を締結

【次期廃棄物最終処分場の施設概要】

| 施設 | 一般廃棄物最終処分場 | 受入品目 | 一般廃棄物：焼却灰、飛灰、不燃物残渣等 |
|------|--------------------|---------|-------------------------------------|
| 設置場所 | 笛吹市境川町寺尾上寺尾地内 | 浸出水処理能力 | 約120m ³ /日（下水道放流） |
| 全体面積 | 約12ha | 埋立期間 | 約20年 |
| 埋立面積 | 約3ha | 概算工事費 | 48.7億円（工事費のみ） （西側取付道路、河川付替工事を除く） |
| 埋立容量 | 約30万m ³ | | |

平成24年度 理事会議決事項

| 回数 | 開催年月日 | 議 決 事 項 |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成24年 5月29日 | 1 辞任に伴う評議員の選任について 2 平成23年度事業報告について 3 平成23年度収支決算報告について 4 公益法人への移行について |
| 第2回 | 平成24年10月22日 | 1 公益法人移行に伴う定款の変更の案について 2 新法人移行後の役員就任予定者の選任について 3 役員等の報酬規程について 4 公益財団法人への移行認定申請手続きについて |
| 第3回 | 平成25年 3月26日 | 1 辞任に伴う評議員の選任について 2 平成24年度補正予算について 3 諸規程の改正について 4 平成25年度事業計画について 5 平成25年度予算について 6 梅之木遺跡の史跡指定に係る同意について |

平成24年度 評議員会議決事項

| 回数 | 開催年月日 | 議 決 事 項 |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成24年 5月29日 | 1 辞任に伴う理事の選任について 2 平成23年度事業報告について 3 平成23年度収支決算報告について 4 公益法人への移行について |
| 第2回 | 平成24年10月22日 | 1 辞任に伴う理事の選任について 2 公益法人移行に伴う定款の変更の案について 3 新法人移行後の役員就任予定者の選任について 4 役員等の報酬規程について 5 公益財団法人への移行認定申請手続きについて |
| 第3回 | 平成25年 3月26日 | 1 辞任に伴う理事・監事の選任について 2 平成24年度補正予算について 3 諸規程の改正について 4 平成25年度事業計画について 5 平成25年度予算について 6 梅之木遺跡の史跡指定に係る同意について |